

発議第 3号

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

平成27年3月12日 提出

提出者 江差町議会議員 若山 明 廣
" " 折戸 幸 博

賛成者 江差町議会議員 小笠原 淳 夫
" " 薄 木 晴 午
" " 萩 原 徹
" " 室 井 正 行
" " 飯 田 隆 一
" " 小 野 寺 真
" " 小 林 栄 治

【提出先】内閣総理大臣、法務大臣

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が、社会的関心を集めている。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告をした。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っている。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に係る事件について違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下した。

ヘイトスピーチは社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もある。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねない。

よって、国においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月12日

北海道江差町議会議長 打越 東 亜 夫